

令和8年度 第1回 苫小牧警察署協議会議事概要

項 目	内 容
開 催 日 時	令和8年6月25日(木) 午後3時00分から午後4時05分までの間
開 催 場 所	苫小牧警察署 大会議室
出 席 者	協議会委員 9名(定員12名) 会 長 国 安 健 二 (議 長) 副 会 長 曾 根 今日子 岡 部 温 子 委 員 野 宮 誠 松 井 慶 子 山 端 豊 城 尾 崎 歩 美 阿 曾 静 子 大 窪 好 己 警 察 署 員 7名 署 長 高 橋 勇 吉 副 署 長 大 泉 慎太郎 刑事・生活安全官 川 村 徳 治 地域官兼地域課長 畠 山 傑 交 通 官 大 口 純 一 警務官兼警務課長 安 藤 伸 一 交通第一課長 鷲 頭 進 事 務 局 警務課警務係長 警務課警務係主事
開 催 状 況	
1 会長挨拶 2 署長挨拶 3 業務説明 4 交通 5 協議 (1) 不審なメールについて 【委員の要望・意見】 私の周りで、「不審なメールが届いた」と話を聞くことがありますが、警察に届けた方が良いでしょうか。 【警察説明】 SNSやメールでの詐欺メールは、＃9110へ通報をお願いします。 ＃9110は、全国共通の警察相談ダイヤルで、警察本部相談センターへ直接繋	

がります（有料ダイヤル）。

個人情報を入力した場合でも、その対策について教示しています。

金銭的な要求に応じてしまった場合は、すぐにクレジット会社、電子マネーの会社に連絡するとともに、同じく＃９１１０に連絡してください。

また、国際電話番号による特殊詐欺も増えています。

海外との電話が不要な方は、スマートフォンからの発着信を無償で休止できます。

そういった手続きを実施していただくのも、被害の未然防止を図る上では有効です。

(2) 小学生の自転車安全教室について

【委員の要望・意見】

小学生の自転車安全教室について、一直線上を車が走っている内容で実施しているのを見ましたが、そういった内容より壁を加えるなどの立体的な状況の方がわかりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

【警察説明】

小学生を対象とした自転車安全教室の効果的な実施方法に関するアイデアの提供と解釈し、今後の参考とします。

道警察で実施している自転車安全教室の一例として、ＪＡ共済と連携したスケアードストレート教育技法を用いた自転車安全教室をご紹介します。

スケアードストレートとは、「恐怖の直視」という意味で、実際の交通事故をスタントマンが再現する状況を目の当たりにして、交通事故の恐ろしさを勉強する教育技法となります。

道警察として、このスケアードストレートは中学生以下には恐怖だけが残ってしまう恐れがあるため、高校生以上を対象として実施しています。

小中学生には、見通しの悪い交差点や車の死角、それぞれの学校の通学路の危険箇所など、心身の成長に合わせた理解しやすい内容や伝え方を工夫しながら、引き続き、自転車の安全利用に向けた教育を進めていきたいと考えています。

(3) 自転車の運転について

【委員の要望・意見】

先にルールが見直され、自転車の違反について掲げられたが、周知に欠けていると思います。

我が子の学校についても、一度は指導されたものの、シーズン中に何度か指導があった方が良く感じます。

非市街地に住んでいるため、さほど自転車通行者が多くはないですが、時折危ないと思われることもあるので、もう少し強化しても良いと思います。

【警察説明】

これまで警察署では、チラシを街頭啓発時に配布したり、警察署に自転車青切符について質問に来た方に手渡ししたりして周知した他、学校で行われる交通安全教室実施時にお知らせし、テレビのニュースや新聞・地元紙等の紙面を通じて、制度の内容周知を図ってきました。

青切符制度の導入による変更点は、違反した者の「検挙後の措置」が変更になったということであり、自転車利用時のルールは、これまで通りです。

元々、自転車は車の仲間という位置づけになっており、信号無視や一時不停止、

無灯火、並進等は道路交通法により禁止されていました。

また、酒気帯び運転やスマホのながら運転も、令和6年11月から罰則が新設されているため、本年の4月から新たに禁止される行為はありません。

加えて、電話での問い合わせが多かったのは、「自転車で歩道を走れないのか」といったものでした。

これについても法律は変わっていないので、自転車が歩道を走行する時の条件も変わっていません。子供や高齢者、身体に障害のある方は歩道を自転車で走行できますし、交通量や道路の状況により自転車で車道を走行することが危険と判断される時は、どなたでも自転車で歩道を走行することができます。

ただし、歩道は歩行者優先というのが大前提なので、自転車で歩道を走行する時は、車道寄りの位置を徐行で走行し、歩行者の妨げになる恐れがあれば、停止して自転車から降りてください。

自転車利用者への指導については、交通課員だけでなく、交番・駐在所の勤務員も実施しており、各地域で行われる各季の交通安全運動期間中にも、繰り返しの指導を実施する計画となっています。

(4) 交差点の工夫について

【委員の要望・意見】

以前、交差点で右折するために待っていたところ、後ろのバイクが待っている私の車両を抜かし、交差点を勢いよく右折しました。

危険な行為だと思っていたところ、その先でバイクは事故を起こしていました。

交差点では、落ち着いて曲がらざるを得ないよう、凸凹のある道路や目立つ色にするよう工夫をしてはいかがでしょうか。

【警察説明】

これから本格的な行楽シーズンを迎え、関東以北最大といわれる苫小牧港を管轄する苫小牧署としては、バイクの交通死亡事故抑止対策は非常に重要な課題と考えています。

バイクは、四輪の車と比べ、タイヤの本数が少ないため、当然に不安定な乗り物です。

バイクは、車のように屋根やドアで運転席は囲われていませんし、シートベルトもなく、事故があれば、ライダーは道路や相手車両に身体を打ち付け、重傷を負うリスクも高くなります。

昨年も道内では、19人もの方が二輪乗車中に交通事故で亡くなっています。

バイク事故は、速度超過を要因として発生するものも多いことから、速度抑制対策は事故抑止効果が期待されます。

本年7月17日には、フェリーターミナルにおいて、道外から来道するライダーを対象として、ツーリング時の事故防止を目的とした啓発を実施予定となっていますが、道の駅や観光名所などライダーの立寄先となる場所での無理のない旅行計画を立てることや速度抑制の呼び掛けを行い、ライダーの安全意識の醸成に努めてまいります。

提案のあった、道路の路面に工夫を凝らすアイデアについては、法律的な制約もあり、すべてができるとは言えませんが、事故抑止の観点から道路管理者等と協議の上、可能な範囲で必要な手続きを踏みながら、判断していきたいと考えています。

(5) 学生及び保護者に対する交通安全指導について

【委員の要望・意見】

最近、学生の自転車の乗り方について、二人乗りや道路に広がって乗るなど、マナーが悪いように感じます。

そういった生徒はもちろんですが、保護者に対しても交通安全指導を行っていますか。

また、学校と協力して参観日などの生徒と保護者がいるタイミングで交通指導や講話を行うことは可能でしょうか。

【警察説明】

自転車の安全指導に関するアイデアの提供という主旨と理解しました。

現状では、街頭啓発などで子供だけではなく、車のドライバー等のいわゆる「大人」に交通安全の呼びかけをすることはありますが、「保護者」を対象とした交通安全教室は実施していません。

ご意見にもあった通り、重大な事故や違反があれば、保護者が賠償責任を問われることになり、他府県の事例では、小学生が前方不注視で高齢女性に衝突した事故では、保護者に約9,500万円の賠償命令が実際に出されています。

自転車の安全利用の他、事故への備えとして、自転車保険への加入や自転車ヘルメットの着用についても、保護者への理解を促進することも必要となるので、今後学校と連携を図りながら、効果的な方法を検討します。

(6) 開成中学校前の市道について

【委員の要望・意見】

清水町にある開成中学校前から道道781号線まで南北に繋がる市道について、通学の学生が猛速で自転車を漕いでおり、大変危険です。

特に交差点では、一時停止標識がないため、中学校の教師や保護者で見守りに立ち、自転車に乗っている学生らに歩行者優先等といった内容を伝えているのですが、変わらないため、一時停止標識をつけてもらえませんか。

【警察説明】

ご指摘の箇所について、危険箇所として教えていただきました。

この周辺には、開成中学校の他、高校もあり、自転車通学を行う学生の通行も多く、他の高校に通う学生の通学路にもなっていることから、通学時間帯に非常の多くの学生が自転車で走行しています。

本年の5月15日朝、直近交差点で自転車通学をする学生を対象とした交通安全の呼び掛けを、苫小牧市や交通安全指導員等と合同で実施しましたが、乱暴な運転をする学生も散見されました。

今年も自転車と歩行者が衝突して、歩行者が怪我をするという事故が苫小牧市内で発生しています。

こちらの交差点の近隣には、小学校や幼稚園があり、事故が起きてからでは遅いので、今後も継続した交通安全の呼び掛けや安全指導を行うほか、悪質な違反者の取締りを実施していきたいと考えています。

(7) 右折レーンのない交差点での右折方法について

【委員の要望・意見】

最近、右折レーンのない2車線道路で、右車線に赤信号で停車中の車両が、青信

号に変わると同時にウインカーをあげて右折する車を見る機会が多く、法令では交差点30メートル手前から右折完了までウインカーを上げなければならないとなっています。何か対策はありませんか。

【警察説明】

稀に、このような車を目撃することがありますが、同じ運転者が毎回このような運転をしているとは限りませんし、直接的な対策は難しいと思われます。

例示していただいた状況ですと、赤信号で停止中の車が青信号に変わると同時にウインカーを点けるというものですので、比較的追突事故が発生するリスクは低いと思います。

合図が遅いことで交通事故を誘引する場合がありますが、このような運転になる要因として、地理不案内等が挙げられます。

地理不案内な運転をしがちなのは、観光客や他の地域に居住する者ですが、国内外を問わず観光客が多い北海道では、いまやあちこちで観光客が運転するレンタカーが走っている状態です。

地理不案内な運転をすることの多い観光客に対しては、レンタカー事業者と連携し、道内で発生リスクの高い事故について、注意喚起するとともに、行き先への路線をあらかじめ調べてから出発する等の運転者への必要な助言を行っていきます。

また、このような運転をする車の後ろは、急ブレーキなどによる事故リスクもあるため、避けることをお勧めする他、そもそも車を運転する際は、右折する場合を除いて、いわゆるキープレフトと呼ばれる左側通行の義務が運転者には課せられていますので、左側を通行するようにお願いします。

更に、このような運転をする車両を見かけた場合、警察としては、指導あるいは検挙といった措置を講じるとともに、各種啓発活動等を通じて、幅広く周知、広報を実施し、交通規範意識の高揚を図っていきたいと考えております。

そういった活動の積み重ねが、交通事故の抑止に繋がるという強い気持ちを持って今後とも各種活動が続けていきたいと思っています。

- 6 次回（令和8年度第2回）の開催予定
令和8年9月頃を予定